



平成24年5月21日

各 位

会社名 花 王 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
尾 崎 元 規  
(コード番号 4452 東証第一部)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月28日開催予定の第106期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図り、また将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第13条、第29条、第30条及び第31条に所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第107期事業年度は、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) コーポレートガバナンスの改革として、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしたく、現行定款第20条に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成24年6月28日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成24年6月28日（木曜日）

※現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

[http://www.kao.com/jp/corp\\_ir/imgs/regulations\\_001.pdf](http://www.kao.com/jp/corp_ir/imgs/regulations_001.pdf)

※決算期の変更につきましては、平成23年10月25日に公表した「決算期（事業年度末日）の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

本件についてのお問い合わせ先：

花王株式会社 広報部 電話03-3660-7041～7042

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款 ( 抜 粋 )	変 更 案
<p>[定時株主総会の基準日] 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>[任期] 第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[事業年度] 第29条 当社の事業年度は毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までとする。</p> <p>[期末剰余金の配当の基準日] 第30条 当社の期末剰余金の配当の基準日は毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>[中間配当の基準日] 第31条 当社は取締役会の決議により毎年<u>9</u>月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</p>	<p>[定時株主総会の基準日] 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>[任期] 第20条 取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[事業年度] 第29条 当社の事業年度は毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>[期末剰余金の配当の基準日] 第30条 当社の期末剰余金の配当の基準日は毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>[中間配当の基準日] 第31条 当社は取締役会の決議により毎年<u>6</u>月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[第107期事業年度の期間] 第1条 <u>第29条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から始まる第107期事業年度は同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>[第107期事業年度の中間配当の基準日] 第2条 <u>第31条の規定にかかわらず、第107期事業年度の中間配当の基準日は平成24年9月30日とする。</u></p> <p>[附則の有効期限] 第3条 <u>前二条及び本条は、第107期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

以 上